ダビング10対応についてのお知らせ

本機のダビング10への対応

デジタル放送では2004年4月以後「1回だけ録画可能」のコピー制御が加えられていますが、2008年7月より規制が緩和され、新ルールとして「ダビング10」が加わり、デジタル放送の番組で10回のダビング（コピー9回＋ムーブ※1回）が可能になりました。（ただし一部の番組および有料放送では、「1回だけ録画可能」な番組が放送されます。）本機でもこのダビング10に対応するため、最新ソフトウェアのダウンロードを開始しております。

※**ムーブ**：著作権を保護するダビング方式で、コピー元から映像を消去しながらコピー先へムーブ（移動）させる機能です。

- 本機の内蔵HDDに録画したときのみ、ダビング10に対応します。
  本機のi.LINK端子を通じて外部機器へ直接録画した場合はダビング10に対応しませんのでご注意ください。

ダビング10対応ソフトウェアへのバージョンアップ

本機がダビング10に対応するためには、最新のソフトウェアをダウンロードする必要があります。

● **ソフトウェアをダウンロードするには**

電源コードをつないだ状態のまま、本機の電源をオフしてください。自動的にダウンロードが行われます。

※ダウンロードには一定の時間がかかりますので、本機をご使用にならない時間帯（外出中など）に行うことをお勧めします。

ダビング10対応後の変更点

■ **本機HDDへの録画**

付加信号情報のアイコンが「制限COPY」となっている番組を本機HDDへ録画すると、プレイリストに表示されるアイコンが「デジタルCOPY禁止」または「ダビング10」に変わります。

プレイリスト画面

付加信号情報のアイコンが デジタル1COPY の番組は、従来どおり「1回だけ録画可能」な番組として認識されます。

■ **本機HDD内にある「ダビング10」の番組をi.LINK接続の外部機器へダビングする**

プレイリストからダビングする番組を選んで黄色ボタンを押すと、ダビングメニュー画面が表示されます。ダビングを行う際はダビング可能回数をご確認ください。
（ダビング可能回数はダビングするごとに減ります。10回目はムーブとなり本機HDDから消去されます。）

ダビングメニュー（プレイリスト画面で黄ボタンを押す）

プレイリスト画面

※i.LINK端子を持つ外部機器と接続した場合のみの説明です。接続機器の特性、仕様によっては操作ができない場合がありますのでご注意ください。詳しくは、接続機器の取扱説明書をご覧ください。
※コピーの場合、本機がi.LINK接続機器へのダビングを開始した時点でダビング可能回数が1回減ります。

（裏面もお読みください）

ご参考　～本機に録画したデジタル録画番組のダビングについて～

デジタルコピー禁止

コピーが禁止されている番組は、他の録画機器などへのムーブ（移動）はできますが、コピー（複製）はできません。

デジタル COPY

デジタルコピーフリー

コピーフリー（コピーが禁止されていない）番組は、他の録画機器などへのコピー（複製）が可能です。

コピーが禁止されていない番組

ダビング10

ダビング10の番組は他の録画機器へ9回のコピー（複製）と1回のムーブ（移動）が可能です。ただし10回目のダビングがムーブとなります。

※ **i.LINK機器にダビングした番組は全てデジタルコピー禁止になります。**（機器によってはムーブのみ可能です。）

＜補　足＞
HDDに録画した番組を再生し、映像・音声出力端子を使用して外部機器側で録画する「アナログダビング」に関しては、コピー回数制限はありません。

- 地上デジタル放送、BSデジタル放送の番組の中には、番組表で「制限COPY」と表示していても、番組選局時に「デジタル 1COPY」と表示するものがあります。
  このような番組は本機HDDへ録画すると、アイコンが デジタルCOPY となります。
- ダビング10対応ソフトウェアにバージョンアップ後は、本書に記載のある変更点に加え、表示されるメッセージなどが一部変更されます。
- バージョンアップする以前に録画した番組については、ダビング10の番組にはなりません。
- 「1回だけ録画可能」な番組については、お手持ちの取扱説明書に記載してある内容に変更はありません。
- ケーブルテレビ局の伝送方式によっては、ダビング10の番組にならない場合があります。
  詳しくは、ご契約のケーブルテレビ会社へお問合せください。
- コピー制御のしくみに関する一般的な内容については、下記ホームページをご覧ください。

＜社団法人　デジタル放送推進協会　http://www.dpa.or.jp＞